

令和 7 年度 農業機械化研修の手引き

目 次

I	各研修の内容	
1	農業機械士養成研修 I	1
2	農業機械士養成研修 II（大特免許所有者対象）	3
3	農業機械士養成研修 I，II における具体的な学科研修の実施	4
4	農業機械士応用研修（農業機械士資格取得者対象）	5
5	指導農業機械士養成研修（農業機械士資格取得者対象）	6
II	受講申込方法（各研修共通）	7
III	受講申込書等の書き方	8
IV	農業機械化研修を受講するみなさんへ	10

I 各研修の内容

1 農業機械士養成研修 I

(1) 概要

この研修は大型特殊自動車（農耕車限定）免許（以下；「大特免許という。」）及び農業機械士資格の取得を目指すものです。

農業機械の取り扱い，点検整備，効率利用並びに作業の安全に関する知識及び技能を習得します。

(2) 募集条件（受講対象者要件）

- ・ 県内在住の農業者等で，下記の①～⑧のいずれかに該当する者
 - ① 認定農業者（個人，法人の構成員）
 - ② 認定新規就農者
 - ③ 認定農業者（主に農業に従事する家族，常時雇用者，法人の従業員）
 - ④ 上記の他の農業者（個人，主に農業に従事する家族，常時雇用者）
 - ⑤ 上記の他の農業法人（構成員，従業員）
 - ⑥ 農業関係団体等での農業研修者
 - ⑦ 農業関係団体の職員で，地域の農業指導者
 - ⑧ 受託組織（集落営農組織・農業公社等）の構成員，オペレーター
- ・ 以下の条件を満たす者
 - ① 視力が片眼0.3以上，両眼0.7以上あること
 - ・ 片眼0.3未満の場合は，他眼の視野が左右150度以上で，視力は0.7以上
 - ② 普通自動車運転免許以上を所有（普通，準中，中型，大型）
 - ・ 普通自動車運転免許のAT限定を所有する者は受講できません。
 - ③ 運転免許証の住所が鹿児島県内にある者

(3) 開催時期と募集人数

	研修回	時 期	募集人数
前 期	第1回	令和7年5月19日(月)～5月23日(金)	6人
	第2回	令和7年5月26日(月)～5月30日(金)	15人
	第3回	令和7年7月7日(月)～7月11日(金)	30人
	第4回	令和7年7月14日(月)～7月18日(金)	27人
後 期	第5回	令和7年9月1日(月)～9月5日(金)	27人
	第6回	令和7年9月29日(月)～10月3日(金)	18人
	第7回	令和7年11月10日(月)～11月14日(金)	15人
	第8回	令和7年12月15日(月)～12月19日(金)	25人

(4) 研修日程

	時 間	内 容
1 日 目 (月)	10:00～12:00 12:30～13:00 13:00～13:45 13:45～14:30 14:30～17:30	農業機械士学科研修 (※ YouTube学科研修ができない研修生) 受付 開講式，運転免許試験願書作成 農業機械士学科試験 農業機械士実技研修
2 日 目 (火)	8:30～12:00 13:00～17:30	トラクタ運転操作練習 〃
3 日 目 (水)	8:30～12:00 13:00～17:30	トラクタ運転操作練習 〃
4 日 目 (木)	8:30～12:00 13:00～17:30	トラクタ運転操作練習 〃
5 日 目 (金)	7:50～11:50 11:50～12:00	大特免許試験 閉講式

(5) 受講決定

前期・後期毎に募集人員を超えた申込みがあった場合，下記の順に基づき，受講者を決定します。

- ① 認定農業者（個人，法人の構成員）
- ② 認定新規就農者
- ③ 認定農業者（主に農業に従事する家族，常時雇用者，法人の従業員）
- ④ 受託組織（集落営農組織・農業公社等）の構成員，オペレーター
- ⑤ 上記の他の農業者（個人，主に農業に従事する家族，常時雇用者）
- ⑥ 上記の他の農業法人（構成員，従業員）
- ⑦ 農業関係団体等での農業研修者
- ⑧ 農業関係団体の職員で，地域の農業指導者

〔 同一農業法人・組織から複数の申込があった場合は，研修受入は，募集期間（前期・後期）で最大3名まで 〕

2 農業機械士養成研修Ⅱ（大特免許所有者を対象）

（１）概要

この研修は、既に大特免許を所有している農業者等が、農業機械士の資格を取得するための研修です。けん引（農耕車限定）免許が取得できる「農業機械士応用研修」を受講するためには、農業機械士資格の取得が必要です。「農業機械士養成研修Ⅰ」の初日のみ受講していただきます。

（２）募集条件（受講対象者要件）

- ・ 県内在住の農業者等であって、大特免許を持っている者
（カタピラ車限定を取得している者は不可，農耕車限定は可）

（３）開催時期と募集人数

	研修回	時 期	募集人数
前 期	第１回	令和７年５月19日（月）	５人程度
	第２回	令和７年５月26日（月）	５人程度
	第３回	令和７年７月７日（月）	５人程度
	第４回	令和７年７月14日（月）	５人程度
後 期	第５回	令和７年９月１日（月）	５人程度
	第６回	令和７年９月29日（月）	５人程度
	第７回	令和７年11月10日（月）	５人程度
	第８回	令和７年12月15日（月）	５人程度

（４）研修日程

	時 間	内 容
1 日 目 （月）	10:00～12:00	農業機械士学科研修 （※ YouTube学科研修ができない研修生）
	12:30～13:00	受付
	13:00～13:45	開講式，試験願書作成
	13:45～14:30	農業機械士学科試験
	14:30～17:30	農業機械士実技研修

（５）受講決定

農業機械士養成研修Ⅰに同じ

3 農業機械士養成研修Ⅰ，Ⅱにおける学科研修の実施

(1) オンデマンド研修の実施方法

- ・ 農業機械士養成研修の学科講義は，基本的にインターネットを活用したオンデマンド研修とします。
- ・ パソコン・スマートホンを使いYouTubeの動画により自宅等で受講してください。
- ・ 学科講義のYouTube動画は，農業大学校ホームページの農業者研修にある農業機械士養成研修の学科研修をクリックしてもらうと学科研修動画が視聴できます。
- ・ URL： <https://youtu.be/63kV4EsLg7s>
- ・ 二次元コード



(2) インターネット環境のない研修生の学科研修の方法

- ・ 研修初日の午前10時から農業大学校で学科研修を行いますので，午前9時30分～午前10時の間に農業大学校農業機械講義室に集合してください。

(3) 学科研修可否の判定

- ・ 学科研修の理解度についての判断は，研修初日の学科試験で判断します。
(不合格の場合は，その後の研修を受講できない場合があります。)

4 農業機械士応用研修（農業機械士資格者を対象）

（１）概要

この研修は、農業機械士がけん引（農耕車限定）免許の取得を目指すものです。けん引車の運転操作並びに機械のメンテナンス方法などの知識及び技能を習得します。（車両総重量750kgを超えるトレーラをけん引する場合は、けん引免許が必要です。）

（２）募集条件（受講対象者は下記のすべての要件を満たす者）

① 農業機械士資格の取得者（農業機械士養成研修を受講済）

② 視力が片眼0.5以上，両眼0.8以上であること。

（どちらかの視力が0.5以下の場合は受験できません）

深視力の3回平均が，誤差2cm以下であること。

③ 運転免許証の住所が鹿児島県内にある者。

（３）開催時期と募集人数

前 期	研修回	時 期	募集人数
	第3回	令和7年6月23日(月)～6月27日(金)	18人
後 期	第4回	令和7年9月8日(月)～9月12日(金)	19人
	第5回	令和7年11月17日(月)～11月21日(金)	20人
	第6回	令和7年12月1日(月)～12月5日(金)	20人

※ 第1，2回研修の募集はありません

（４）研修日程

	時 間	内 容
1日目 (月)	12:30～13:00	受付
	13:00～13:45	開講式，運転免許試験願書作成
	13:45～17:00	農耕用トレーラ運転操作練習
2日目 (火)	8:30～12:00	農耕用トレーラ運転操作練習
	13:00～17:30	〃
3日目 (水)	8:30～12:00	農耕用トレーラ運転操作練習
	13:00～17:30	〃
4日目 (木)	8:30～12:00	農耕用トレーラ運転操作練習
	13:00～17:30	〃
		小型農業機械のメンテナンス方法研修
5日目 (金)	7:50～11:50	けん引（農耕車限定）免許試験
	11:50～12:00	閉講式

(5) 受講決定

農業機械士養成研修Ⅰに同じ

(6) 研修前準備

けん引車操作（方向変換）と視力検査（深視力検査）に不安がある研修生は農業大学校ホームページの農業者研修の農業機械士応用研修の事前準備の動画を視聴して研修に参加をお願いします。

- ・ URL : https://www.youtube.com/watch?v=8WkMV8iA_uw
- ・ 二次元コード



5 指導農業機械士養成研修（農業機械士資格者対象）

(1) 概要

この研修は、農業機械士が、農業機械の導入計画、農業機械・資材の管理及び作業安全管理の知識の修得を目指すものです。

この研修の修了者は、農大が実施する技能講習等（小型移動式クレーン・玉掛け・フォークリフト運転・アーク溶接）を受講することができます。

(2) 募集条件（受講対象者要件）

- ・ 農業機械士資格の取得者（農業機械士養成研修を受講済）であって、農作業受託作業組織（法人・農業公社等）の作業責任者等

(3) 開催時期と募集人数

研修回	時 期	募集人数
第1回	令和8年1月15(木)～1月16日(金)	10名

(4) 研修日程

	時 間	内 容
1日目 (火)	9:00～11:00	1 農業機械化に関する情勢・動向
	11:00～14:00	2 農業機械に関する技術指導及び安全指導の手法
	14:00～17:00	3 農業機械の導入利用計画書
2日目 (水)	9:00～11:00	3 農業機械の導入利用計画書
	11:00～15:00	4 農業機械・資材の管理
	15:00～17:00	5 作業安全管理・レポート作成

Ⅱ 受講申込方法（各研修共通）



Ⅲ 受講申込書等の書き方

1 農業機械化研修受講申込書(別記機械様式第1号)

(1) 氏名欄

- ・ 運転免許証に記載されているとおり記入。外字などパソコンで表現できないときは、手書きで記入する。
- ・ (ふりがな)を必ず記入する。

(2) 現住所欄

- ・ 運転免許証に記載されているとおり記入する。
- ・ 運転免許証の住所変更がある場合は、免許証の裏書きの住所を記入する。
- ・ 郵便番号も必ず記入する。

(3) 携帯電話欄

- ・ 持っている方は必ず記入すること。(研修決定後、研修一週間前に農業大学校から本人へ最終確認の連絡をします。)

(4) 受講希望の研修欄

- ・ 農業機械士養成研修Ⅰ，Ⅱの受講希望者は学科研修の方法を選択する。
- ・ 農業機械士応用研修希望者で農業機械士認定年月日，番号が不明な方は「不明」と記入する。

(5) 受講者の形態欄

- ・ 該当する項目に1か所だけ○印を付ける。
- ・ 法人，団体の名称は正確に記入すること。
- ・ 認定農業者（個人，法人），認定新規就農者については，各市町村農政担当課で認定されているかを確認する。

(6) 領収証等の宛名欄

- ・ 法人等が受講料を負担する場合など，法人名で領収証等を出すことができるので，申込書の記入欄に宛名を記入する。

(7) 農業経営内容欄

- ・ 経営内容は農業関係団体の研修者，職員を除き必ず記入する。
- ・ 未記入の場合は申込書を受理しない。(営農実態を確認するため。)
- ・ 栽培面積は単位をつける(a，ha)。農作業受託は延べ面積。

(8) 宿泊・食事欄

- ・ 手書きの場合は必要項目に○印を記入する。
- ・ 宿泊(研修館利用)と食事(食堂利用)は，完全予約制です。受講申込書に記載が無い場合は利用できません。

2 運転免許証のコピーの添付

- (1) 氏名（特に外字の場合）、住所、生年月日、取得している免許がはっきりわかるように、写真 L 版～A 6 に拡大コピーしてください。
- (2) 裏面に住所変更等の記載がなければ、表面だけで結構です。
- (3) (1) の項目が判別できれば、「顔」が判別できなくてもかまいません。
- (4) 住所等の変更がないか確認をしてからコピーをして下さい。
- (5) 免許証の再交付を受けた方は、再交付前の免許証を提出し問題となった事例があります。最新の免許証であることを確認をしてください。

Ⅳ 農業機械化研修を受講するみなさんへ

【 研修受講前に運転免許試験の受験資格があるか確認をお願いします。 】

○ 適性検査の視力の条件（必ず、確認してください）

- ① 大型特殊自動車（農耕車限定）免許
 - ・ 視力が片眼0.3以上、両眼0.7以上あること
 - ・ 片眼0.3未満の場合は、他眼の視野が左右150度以上で、視力は0.7以上
- ② けん引（農耕車限定）免許
 - ・ 視力が片眼0.5以上、両眼0.8以上であること。
（どちらかの視力が0.5以下の場合は受験できません）
 - ・ 深視力の3回平均が、誤差2cm以下であること。

※ 視力の条件を満たしていない場合、免許試験を受験することはできません

○ 次のいずれかに該当する方は、最寄りの警察署で運転免許適性診断を受けて、免許取得が可能か確認した上で受講してください。

- ① 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含む）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。
- ② 過去5年以内において、病気を原因として、身体の一部又は全部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
- ③ 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が、週3回以上となったことがある。
- ④ 過去1年以内において、飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
- ⑤ 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるように助言を受けている。

1 研修初日の集合場所

農業大学校 農業機械研修棟研修講義室

住所 〒899-3311 日置市吹上町和田1800番地

電話 099-245-1074 内線 (7101)

2 研修初日（月曜日）の集合時間（受付）

午後 0 時30分～ 1 時の間に運転免許証，筆記用具，証明写真，研修費用を持って農業機械研修棟研修講義室に集合してください。

※ 農業機械士養成研修Ⅰ，Ⅱで，学科研修を農大で受講される方は，午前 9 時30分～午前10時までに農業機械講義室に集合してください。

3 研修の初日に持参するもの。

（1）運転免許証

（2）眼鏡等

運転免許証に「眼鏡等」の条件がある方は必須です。

（3）証明写真（運転免許証用）

- ・ 大きさ：縦30mm×横24mm
- ・ 6 か月以内に撮影したもの
- ・ 無帽，無背景
- ・ 胸から上の正面向き（右図参照）
- ・ 目が隠れている（前髪，サングラス）ものは不可



証明写真 必要な枚数	農業機械士養成研修		農業機械士	指導農業機械士
	養成研修Ⅰ	養成研修Ⅱ	応用研修	養成研修
	3 枚	1 枚	2 枚	1 枚

※ 写真は，スピード写真（運転免許用）でかまいません。スピード写真の場合はシートを切り離す必要はありません。シートのまま持参ください。

（4）筆記用具（黒ボールペン・鉛筆・消しゴム）

※ 消えるボールペンは不可です。

4 服装

農業機械士養成研修Ⅰと農業機械士応用研修では，トラクタに乗車しますので，必ず長ズボン・長袖の作業着又は動きやすい服，安全靴又は運動靴を着用してください。雨天時に着用する雨具・雨靴等も準備してください。（空調服・防寒着等の着用可）

5 研修経費

(1) 受講料

	農業機械士養成研修		農業機械士	指導農業機械士
	養成研修Ⅰ	養成研修Ⅱ	応用研修	養成研修
運転免許受験料	2,800円	—	2,800円	—
傷害保険掛金	1,000円	1,000円	1,000円	—
研修費	5,000円	1,000円	5,000円	2,000円
合計	8,800円	2,000円	8,800円	2,000円

(2) 宿泊費（農大研修館利用：完全予約制）1,080円/泊

(3) 食費（農大食堂利用：完全予約制）

- ・ 朝食（7:30～8:30） 350円/食
- ・ 昼食（11:45～13:00） 650円/食
- ・ 夕食（18:00～19:30） 720円/食

※ 養成研修Ⅰと応用研修の金曜日は7:50研修開始で、朝食との時間が短くなっています。

※ 朝食を持参して、農業機械研修棟研修講義室で済ますことも可能です。

6 宿泊（農業研修館利用）

農業大学校の宿泊施設は男女別の2人部屋です。部屋割りは農業大学校で決定します。部屋割等の要望はできません。

研修館に備え付けてあるもの

- ① 居室（洗面台、机、椅子、ロッカー、ベッド、寝具）
- ② 大・中・小浴室（ボディソープ、シャンプー、リンス、ドライヤー）
- ③ 洗濯室（洗濯機、乾燥機、洗剤）
- ④ 交流室（自動販売機、冷蔵庫）

7 食事等のキャンセルについて

- ・ 食事をキャンセルする場合、研修開始、前週の水曜日午前中までに連絡してください。
- ・ **下記の期間を過ぎた場合、食事のキャンセルはできません。**

連絡日	キャンセルできる曜日	キャンセルできない曜日 (料金が発生します)
研修開始、前週の水曜日	月曜日から（全て）	—
研修開始、前週の木曜日	火曜日の朝食から	月曜日
研修開始、前週の金曜日	水曜日の朝食から	月曜日、火曜日
研修開始初日（月曜日）	木曜日の朝食から	月曜日、火曜日、水曜日

- ・ 研修館宿泊をキャンセルする場合は、研修開始当日までに申し出てください。

※ 食事・宿泊の変更等の連絡先 099-245-1074

農業機械研修会場（農業機械研修棟研修講義室）

（日置市吹上町和田1800番地） ☎099-245-1074



（参考）

鹿児島中央駅からのバス利用ルート

鹿児島中央駅 東16番乗り場（伊作峠経由加世田行き）鹿児島中央駅 → 農大入口
「農業大学前」バス停留所下車 → 集合場所（農業機械研修棟研修講義室）まで徒歩（15分）

※ バス時間等は各自で確認して下さい